

(介護予防)訪問リハビリテーション ラ・エスペランサ運営規程 抜粋

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人ヘルスケア和歌山が開設する介護老人保健施設ラ・エスペランサ(以下「当事業所」という。)において実施する(介護予防)訪問リハビリテーション(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 (介護予防)訪問リハビリテーションは、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、医師の指示及び(介護予防)訪問リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、(介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 サービスの提供にあたっては、「まごころ介護」による懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 理学療法士(常勤兼務) | 2人 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 理学療法士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに、利用者に対し、利用者の自宅に赴き、(介護予防)リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 介護保険区分支給額を超える場合は、その全額とする。
- (3) 通常の事業の実施区域外の居宅において(介護予防)訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費は、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(従業者の質の確保)

第10条 当事業所従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(守秘義務)

第11条 当事業所従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業者が本規定に反した場合は、医療法人ヘルスケア和歌山就業規則第69条の定めるところによる。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行うとともに必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 15 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(緊急時の対応)

第 16 条 事業利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡する。

2 前項のほか、利用者に対し、医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがある。

(衛生管理)

第 17 条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について管理するとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

2 感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 苦情処理の対応を的確に行い、記録に残す。

2 当事業所は、適切な(介護予防)訪問リハビリテーションサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、医療法人ヘルスケア和歌山の役員会において決定する。